

たけのこは、たけのこです...



ちよつとした心づか  
いも味のうち

日本製菓株式会社

### 募集中

## 中小企業設備 近代化資金

県では、つぎの設備資金について、広く中小企業者が利用されるよう募集しています。

●資金名  
中小企業設備近代化資金  
中小企業設備合理化資金

●申込み期限  
五十四年十月末日ですが早め  
にどうぞ。

なお、くわしくは、産業課・  
商工課へお問い合わせください。

五月一日から当分の間、役場の改築に伴ない一階の事務室(住民福祉課・保健衛生課・産業課・税務課・出納室)が役場裏の公民館講堂に移転しますのでお知らせしますとともに住民のみならず

さまには大変御迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

なお、二階・三階の庶務課・企画課・建設課・議会事務局はそのままです。

## 役場の事務室が 公民館に移転

### 建設省が機構改革 4月から

**河川**は信濃川工事事務所  
TEL (0258)32-3020

**道路**は長岡国道工事事務所  
TEL (0258)36-4551

建設省では、4月から機構改革で河川に関するすべてのことは信濃川工事事務所(長岡市信濃1-5-30)・国道に関するすべてのことは長岡国道工事事務所(長岡市中沢430-1)に一元化して発足し、地域社会へとのよりきめ細かな行政サービスを目指しております。

なお、河川、道路に関する情報・御意見などお待ちしております。

### 地方産業育成資金 貸付利率を引き下げる

現行 年六・〇％  
改正後 年五・二五％  
保証付 年五・七五％  
その他 年五・七五％

信号が青でもよく見てわたろうね!

## 広報

# なかのしま

4月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課  
〒954-01 ☎02586(6)2002

村内交通事故状況  
( )内は2月分

	件数	死者	傷者
54年	2 (0)	0 (0)	2 (0)
53年	31	3	32
52年	25	1	26



### ようこそ"こしかぜ"、 交通安全教室 中之島中央小

入学シーズンを迎え、「新入学児童の交通事故防止運動」が盛り上げられていた12日、県警のヘリコプター「こしかぜ」が訪れ、交通安全教室が開かれた。

機長から全児童に対し、三つのこと(①道路から急にとび出さない。②家族の人が酒をのんだら運転させないよう注意してあげる。③おじいちゃん・おばあちゃんに対して正しい道路の歩き方をおしえてあげる。)を守ってくださいと約束したが、児童は校庭に舞い降りた「こしかぜ」に集中。機体にさわったり、操縦席をのぞいたり...たのしい時間をすごした。

### 人口のうごき

—4月1日現在—  
( )内は前月比

人口	11,163人 (-28)
男	5,504人 (-10)
女	5,659人 (-18)
世帯数	2,212戸 (-2)

今月の納税 ▶国民健康保険税(1期)  
▶保育料(4月分) ▶国民年金保険料(1期)

# 三月定例議会

## 昭和五十四年度予算など 十八議案を可決

三月定例村議会は、三月九日から開かれ三月二十日に閉会しました。  
この定例会には、先月号で掲載しました五十四年度的一般会計・国保特別会計予算など、村長提出議案十八件を原案どおり可決しました。  
主な内容はつぎのとおりです。

### 条例関係

- 中之島村高額療養費資金貸付条例の制定。
- 中之島村高額療養費貸付基金条例の制定。
- 中之島村民俗資料館設置条例の制定。
- 中之島村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正。
- 村議会議長十萬九千九百九十円・副議長八萬八千八百八十円としました。
- 中之島村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。
- 中之島村特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

### 請願

(採択のみ)

- 西高山揚水機関係区域の用水計画に関する請願。
- 通学道路の村道整備に関する請願。

- 村長三十八萬四千円・助役三萬五千円・収入役二十八萬九千円としました。
- 中之島村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正。
- 教育長二十一萬九千円としました。
- 中之島村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部改正。
- 団長四萬六千六百円・副団長三萬六千六百円・そのほかの役員なども改正しました。
- 中之島村の実費弁償条例の一部改正。
- 中之島村職員の旅費に関する条例の一部改正。
- 中之島村国民年金印紙購買基金の設置条例の一部改正。
- 一千万円を一千二百万円に改正しました。
- 国民健康保険事業運営基金の設置管理等に関する条例の一部改正。
- 百九万円を百二十三万円に改正しました。

### そのほか

- 昭和五十三年度一般会計補正予算を十九億八千七十万三千円としました。
- 工事請負契約の変更について
- 中央都市下水路改良工事費を四千八百二十二万円に変更しました。
- 人権擁護委員の任期満了に伴う委員の推薦。
- 中野東三〇八番地
- 飛鳥井義賢氏が再任されました。



**歳出**  
議会費——議会全般の業務をするための費用です。  
総務費——村の財産管理、広報活動、交通安全対策、徴税費、戸籍全般、選挙および諸統計などの業務に係る費用です。  
民生費——老人の生計が対策など社会福祉事業や児童福祉事業、国民年金業務などに係る費用です。  
衛生費——環境衛生や母子衛生などの保健衛生事業や尿、ゴミ処理の委託、成人



停電のお知らせ  
○4月26日 9:30~15:00  
○西高山・六所

# 高額療養費 資金貸付制度 発足

いつまでも健康でありたい……これはみんなの願いだ。  
近年、医療費の一部負担(二割)が相当多額となり、特に、高額療養費におきましては、二カ月後に支給されますので、その間の自己負担金の支払が困難な方々もあり、四月一日より福祉行政の一環として本制度が発足しました。

### 貸付けの資格

- ① 村内に住所があり、自己資金のみで高額療養費の支払いが困難な者。
- ② 村長に高額療養費の受領委任のできる者。
- ③ 傷病が第三者行為によるものでないこと。

### 貸付金の額

- ① 支払うべき一部負担金の額と高額療養費控除

### 貸付け申し込み

- ① 申請書に同一の月に同一の病院等で受けた診療報酬請求書またはこれにかわる書類を添付。
- ② その他被保険者証または組合員証を持参してください。

### 貸付金の利子

- ① 貸付金には利子を付さない。



額との差額を限度として決める。

### 善意をありがとう 学校歯科医師 表彰



山田 丈夫氏

山田先生は、村の学校歯科医師として、昭和二十五年から五十二年三月までの二十七年余にわたり児童の健康増進に寄与された功績で村長から表彰されたものです。なお、いっしょに贈られた一金一万円を村の社会福祉に役立ててと寄付されました。  
ここに、先生の長らくの御奉仕に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表します。

### 中之島中央小に イチヨウと シラカバの苗木

白鷺豊作(中条宮村)さんから中之島中央小学校にイチヨウの苗木十本とシラカバの苗木十本が寄贈されました。

停電のお知らせ  
○5月9日 9:30~13:00 ○上沼  
○5月15日 10:00~13:00 ○中之島第5・6・7

停電のお知らせ  
○4月26日 9:30~15:00  
○西高山・六所



# 目で見る 中之島村の将来計画

この総合計画は、昭和60年までの中之島村の進むべき大綱を示した「基本構想」とその構想を実現するための具体的施策を示す「基本計画」と「実施計画」からなっています。  
この計画期間は  
基本構想 昭和49年～

## 総合計画 中之島村

昭和60年  
基本計画 昭和54年～  
昭和60年  
実施計画 昭和54年～  
昭和56年  
となっており、実施計画は基本計画で定められた事業の年次計画で、毎年向う3か年計画を

定め、ローリング方式によって計画事業を進めるものです。  
ここに掲げてあるものは、昭和54年度から56年度までに計画している根幹となる事業です。その総事業費は15億6,155万円を予定しています。

### 基礎条件整備事業 7億7,532万円

- 建設機械整備事業  
ダンプカー（更新）  
4t 1台
- 消防施設整備事業  
防火水槽 20t 6槽  
10t 31槽  
消火栓新設 15基  
可搬式ポンプ（更新）8台
- 防災行政無線整備事業
- ▼都市計画街路整備事業  
改良（用買）340M  
改良 822M
- ▼除雪機械整備事業  
ペイローダー（更新）  
1台
- ▼役場敷地拡張整備事業  
役場敷地拡張  
（用地取得）
- ▼村道整備事業  
村道  
改良 15,582M  
舗装 10,607M
- ▼交通安全施設整備事業  
道路照明  
カーブミラー  
各種道路標識等
- 役場庁舎改築整備事業  
庁舎改築
- 役場庁用自動車整備事業  
マイクロバス（26人乗り）  
庁用自動車（更新）
- ▼環境衛生下水路整備事業

### 住民生活の安定および向上 7億3,355万円

- ▼廃校小学校取壊し整地事業
- 公民分館建設事業
- ▼大竹貫一記念館建設事業  
記念館建設  
大竹邸取壊し  
庭園整備
- ▼都市下水路整備事業  
中央都市下水路 800M
- ▼児童遊園施設整備事業  
児童遊園

### 産業の振興 5,268万円

- ▼農道基盤整備事業  
一般農道整備  
○横山地区  
改良（下層）525m  
改良（表層）1,795m
- ▼義務教育施設整備事業  
信条小学校建設  
屋体 892cm<sup>2</sup> 校舎 2,795cm<sup>2</sup>
- 上通小学校（用地取得）  
スクールバス整備事業（更新）

### 昭和53年度 水田利用再編対策実績表

目標面積	148 ha
実施農家数	1,357 戸
実施面積	176.9 ha
達成率	119.5 %

#### 作物別構成割合

順位	作物名	構成比	順位	作物名	構成比
1	れんこん	25.8%	6	飼料作物	7.9%
2	青刈稲	16.5	7	水田預託	6.3
3	大豆	13.3	8	いちご	5.0
4	麦	11.8	9	果樹	0.9
5	野菜	11.7	10	種苗・タバコ	0.8

#### 奨励補助金の種類と金額 (10a当)

種類	基本額	計画加算金	計	
転作奨励補助金	特定作物	62,000円	10,000円	72,000円
	永年性作物	62,000	10,000	72,000
	一般作物等	47,000	7,000	54,000
管理転作奨励補助金	管理転作	47,000	7,000	54,000
	保全管理	47,000	—	47,000

※ 加算金は最低額

○ 村の転作補助金は、目標面積を達成された農家についてのみ反当5,000円の補助金を交付する。



# 二年目の水田利用再編対策 転作は集団化で 青刈から転作作物

余っている米の生産を抑制し、麦や大豆など国内生産が極端に不足している主要穀物を増産し、食糧の自給を図ろうと昨年スタートした「水田利用再編対策」。二年目の当村では、昨年より4ヘクタール少ない144ヘクタールの仮配分を受けました。  
その各農家への配分方法をみると...

◎ 目標面積の配分方針  
①水田本地面積（畦畔除く）に対して配分し、10アール当り基準収穫量50キログラムとし、保有量を1人当り150キログラムと計算し、飯米農家には配分をしない。  
②植栽後5年を経過した果樹に対しては、配分面積を超える面積に対しては転作の対象としない。  
③昨年度50平方メートル以上の未達成農家に対しては、未達成面積を配分面積に加算する。  
以上のような方針で各農家への仮配分がなされた

◎ 転作の推進方針としては、  
①地域の実態にあつた重点作物を設定し、計画的転作を推進する。また、村の重点作物は大豆・麦もさることながられんこん・いちご・野菜などについても共販可能な作物にしばって推進する。  
②水田を畑として利用するための対策として、畑地化に適する場所の選定など地下水位の低下に努めるとともに、土地盤整備を積極的に推進する。

このために必要な土地改良事業としては、特に創設された基幹排水対策特別事業等を積極的に活用するなど、既制度のかんがい排水事業などを活用する。  
③転作作物の定着化を図るため団地化し、導入作物の統一・栽培協定・機械施設等の共同利用・共同出荷が並行して実施できるよう自主的活動の推進を図る。  
④稲作生産に見合う収益性の向上が必要な条件であるため諸条件の整備を図る。また、流通体制の確立を図る。



## 昭和54年産米 事前売渡申込限度数量 決まる!!

54年 197,450俵

53年 196,400俵

昨年より1,050俵増える!

◎ 農家への配分方法  
①水田本地面積より転作面積を控除し、配分する。  
②配分面積以上に転作した場合、その超過面積の3割だけ限度数量を配分する。  
③飯米農家と定着分については限度数量を配分しない。  
④もち米の配分は出荷予定数量の申告を基に10アール当り8俵とし、その半分をもち米の配分対象面積とし、残りの半分はうるち米の配分対象面積とする。  
以上のような配分方針で各農家への配分がなされるわけです。







## 昭和54年度 中之島村社会教育関係事業一覧表

中之島村教育委員会

月	事業名	対象	時期	会場	実施機関
6	「県民スポーツの日」中之島村～田上町間駅伝競走大会	村民	6月10日	中之島村～田上町	教育委員会
	P T Aリーダー研修会	P T A 会員	6月中旬	公民館	教育委員会・P T A
	社会人野球大会	村民	6月24日	スポーツ広場	野球連盟
7	婦人団体役員研修会	婦人団体会員	7月上旬	公民館	教育委員会
	婦人バレーボール大会	婦人	7月中旬	中央小体育館	公民館
8	少年球技大会	小学生	8月12日	中央小体育館・グランド	教育委員会・青少協
	成人式	成人該当者	8月15日	公民館	公民館
	少年リーダー研修会	小・中学生 子ども会指導者	8月21～22日	青少年研修センター	教育委員会・青少協
	早朝マラソン大会	村民	8月25日	中之島中グランド	体育協会
10	総合体育祭	村民	10月10・14日	中之島中央小・中之島中学校体育館 公民館	公民館・体育協会
	将棋大会	村民	10月下旬	公民館	将棋連盟
11	第2回郷土芸能発表会	村民	10月28日	中之島中央小体育館	公民館
	第27回村内一周駅伝競走大会	村民	11月3日	村内一周	公民館・青年会・陸協 体育協会
2	菊花展	村民	11月5～9日	公民館	公民館
	作品展	村民	2月16～20日	公民館	公民館
3	公民館運営研究会	公民館及び社協関係者	2月中旬	公民館	公民館
	将棋大会	村民	3月上旬	公民館	公民館
学級講座等	若妻グループリーダー研修会	若妻会々員	3月中旬	公民館	教育委員会
	老人大学講座	60才以上	5月～3月 (月1回)	公民館	公民館
	青年学級	青少年	5月～3月 (月4回)	公民館	公民館
	新成人講座	成人該当者	6月～8月 (月4回)	公民館	公民館
	婦人講座	婦人	5月～3月 (概月1回)	各分館	公民館
	巡回映画会	村民	年3回(随時)	公民館	各分館
	16ミリ映写機能検定	村民	未定	三浦三市ライブラリー 教育委員会	

皆さんの参加をお待ちしています。詳しいことは教育委員会へ

心配ごと相談 ○毎週火曜日 午後1時～4時  
○公民館

掛け忘れて  
いませんか  
— 国民年金保険料 —

国民年金に加入しているみなさん/五十三年度の国民年金保険料を掛け終えたでしょうか。保険料を未納のままにしていると、将来、老齢年金をはじめ障害年金や母子年金などが受けられないこともあります。五十三年度の保険料は四月二十八日まで役場の出納室に納めるようにしましょう。

障害福祉年金  
(二級)に  
該当していませんか

国民年金の障害福祉年金は、従来、日常生活が自分だけではできず、他人の介助を必要とする重い障害者に限り支給されてきましたが、四十九年三月に国民年金法が改正され、その支給範囲が広がられて比較的軽い障害者にも障害福祉年金が支給されるようになりました。すべての年金は本人が請求しない限り、年金は支給されない仕組みになっていますので、該当者はいますぐ請求しましょう。

技能検定  
を受けて  
技能士に  
なりませんか

技能検定は、生産の第一線に働く技能者の技能と社会的地位の向上を目的として行われる国家検定です。

◎受付期間  
昭和54年5月1日から  
5月11日まで

◎実技試験  
昭和54年6月29日から  
9月30日まで

◎学科試験  
昭和54年9月9日(日)  
9月16日(日)  
9月23日(日)

最低賃金が改正

一日 二、四七〇円(繊維産業)  
一日 二、八八五円(機械・金属  
製品等製造業及び自動車整備業)

新潟県内に働く労働者に適用される最低賃金が改正されました。

### 婦人講座生募集!!

主婦として、また就労婦人として日常生活をより楽しく過ごせるようつぎのとおり講座を開設いたします。多数参加ください。

※対象者  
村内在住の既婚者で35歳くらいまでの女性。

※定員  
60名(定員になりしだい切)

※年間を通して受講できる人。

※つぎの講座のほかに午前中に趣

味のコースとして、手芸・料理・華道を計画しております。そのほかに月2回平日の午後6時から実施いたします。

※申込み  
参加希望の方は5月20日まで公民館へ ☎6-3242

月日	曜時	学習課題	学習時間	学習内容	方法	講師等
5 27	日 3	開講式	13:00~16:00	開講式 オリエンテーション「仲間造りを進めるために」レクリエーション	話し合い 講義	県青少年研修センター 竹森指導員
6 17	日 3	法律について	13:30~16:30	知っておきたい身近な法律問題 スポーツ「バレーボール・野球」	講義 質疑応答	長岡市栖吉中学校教諭 中村昭一殿 教育委員会職員
7 29	日 7	野外学習	9:30~16:30	親子で楽しむ野外炊事(八方台自然の森) スポーツ「バレーボール・野球」	実技指導 実習	教育委員会職員 村体育指導委員
9 30	日 3	化粧品知識	13:30~16:30	美しく粧うために レクリエーション(フォークダンス等)	講義 実技	未定 社会体育指導員
10 28	日 3	親子の対話	13:30~16:30	親子のきづなを深めるために (昔話について) スポーツ「バレーボール・野球」	講義 実技	昔話研究者 水沢謙一殿
11 11	日 2	和服の手入れ	13:00~15:00	知っておきたい和服の手入れ	講義	未定
12 2	日 6	主婦の役割	9:30~15:30	明るい家庭づくりのための人間関係 「あたたかい家庭の味」料理実習	講義 実習	県社教講師団 更科アイ殿 教育委員会栄養士 久住真理子殿
1 27	日 2	冬の健康管理	13:30~15:30	母と子の健康のために	講義	村保健婦
2 24	日 2	税を知る	13:30~15:30	税とは………税のしくみ スポーツ	講義	三条税務署 国税調査官
3 17	日 3	閉講式	13:30~16:30	「一ヶ年間をふりかえって」反省 別れのつどい キャンドルサービス	話し合い 実技	教育委員会職員



# 広報

# なかのしま 交通安全特集号

編集と発行 中之島村役場企画課  
〒954-01 ☎02586(6)2002



中之島村長 齋藤恭三  
所 感

モータリゼーションの普及は社会の進展・生活の近代化に大きく貢献してきました。しかし、一方私たちがとりまく生活環境を危険度の高いものに変え、交通事故による犠牲者が絶えない状況をつくり出しました。毎日の新聞やテレビのニュースを見るに交通事故の報道のない日は皆無といってもよく、なかでも子供の事故の占める比率が多いことは、はなはだ残念でなりません。将来を担う子供を健やかに育て、今後一層複雑多岐になるであろう交通環境の下で適応させ、健全な交通社会人として育成することが不可欠の条件であり、これが世の親はもとより、ことの重要性を認識し、各関係機関との連携を密にし、継続的な安全教育を推進する必要があります。

## 交通事故をなくするために

見附警察署長 五十嵐昭三

交通事故をなくするためには、関係各機関や団体を中心となって、安全教育・安全施設の整備、指導取締りなど真剣に対策を講じてきた結果、新潟県全体としては年々減少してきておりますが、見附警察署管内(見附市・中之島村)では増加する傾向にありますので心配されております。交通事故をなくするにはどうすればよいでしょうか。安全な道路や安全施設の整備、交通取締りの強化も必要ですが、このことにより事故の絶無を期待することはできません。道路を利用する「人」に期待せざるを得ないために、警察の力を一番多く振り向ける考えでありますので、今後とも皆様方のご協力をお願いいたします。

## 自転車をも

### 正しく乗ろう

春の訪れとともに、本格的な行楽シーズンの開幕です。レジャーに体力づくりに、はたまたちよつとした外出の「足」にと、婦人層や子供に人気をよんでいるのが、「自転車」です。自動車のように免許証がいるわけがなし、練習すればだれでも乗れる便利な乗り物ですが、心配なのは交通事故です。合図なしに急に道路に飛び出したり、斜め横断やUターンなど、自転車の交通ルール違反が原因での死傷事故が目立っています。一人一人が、正しい自転車の乗り方を身につけましょう。

## 毎月十日は

### 交通安全家庭の日

## わが家の交通安全

家族みんなの交通安全の担い手は、何んといってもお母さんです。お子さんに、おとしよりに、そして車を運転するお父さんに、それぞれの立場に応じた適切な指導や注意をふだんから家族団らんの場で与えることを忘れないでください。そのためにはまずお母さん自身の勉強が必要です。家族の安全と家庭の幸福を守るためにがんばりましょう。

## 交通事故

### 移動相談所を開設

交通事故被害者救済等のため、昭和五十四年度の移動交通事故相談所がつきのとおり開催されます。

積極的に、またお気軽にご利用ください。

- \* \* \*
- ▽開催日/毎月 第一火曜日  
午前十時～午後三時
- ▽会場/見附市中央公民館

## 交通事故の相談は

自動車保険請求  
相談センターへ

交通事故についての相談を無料で行なっています。  
平日は午前九時半から午後四時半まで(土曜日は正午まで)で、専門の相談員が親身になって相談に応じます。  
弁護士が相談に応じる日は、毎週水曜日午後一時から四時までです。  
\* \* \*

村団法人 日本損害保険協会  
自動車保険請求相談センター

新潟市東大通一―二―三〇  
住友生命新潟ビル九階  
TEL・025214310824



昭和五十四年

# 交通事故抑止目標を設定

新潟県交通安全対策連絡協議会では、第二次交通安全五箇年計画（五十一年～五十五年）の交通事故死者抑止目標である昭和四十七年の交通事故死者四四四人の半減を達成するため、昭和五十四年の抑止目標を設定し、県民の理解と協力を得て交通事故防止活動を推進するものです。

## 県民の努力でぎょう交通安全県

- (3)夏の交通事故防止運動  
七月二十一日～八月二十日
- (4)秋の全国交通安全運動  
九月二十一日～九月三十日
- (5)冬の交通事故防止運動  
十二月十一日～一月十日
- (6)交通安全県宣言記念県民総ぐるみ運動  
七月二十日
- (7)交通安全家庭の日  
毎月十日

## 中之島村も交通事故抑止目標を設定

●交通死亡事故...0  
●交通事故件数...15件以下

昨年一年間の村内における交通事故件数は三十一件、死者三名・傷者三十二名にもおよびました。これに対処するため、中之島村交通安全対策協議会では、去る三月二十九日に開催され、交通事故抑止目標を設定し、交通事故防止運動に対する村民の理解と協力をお願いします。

## 中之島村飲酒運転者による事故

こんな汚名は運転者自身のモラルで返上できると思っています。  
「自動車運転者には酒を出さない・運転者は酒を飲んだら運転はしないこと」「酒酔い運転は十五点・それだけで直ちに免許取り消しに、六点以上は直ちに免許停止になります。」  
それだけでなく事故でも起したら大事です。最悪な場合は家庭離散にまでもつながることもまれではありません。  
「飲んだら乗らない」この鉄則を守ってお互いが気をつけ、中之島村から違反者を一人も出さないように心がけましょう。

東		西	
事故の第一当事者の人口十万人当り比較		酒酔い事故多発市町村	
横綱	中之島村	横綱	〇〇〇市
大関	〇〇〇町	大関	〇〇〇市
関脇	〇〇〇町	関脇	〇〇〇市
小結	〇〇〇町	小結	〇〇〇市
前頭	〇〇〇町	前頭	〇〇〇市

御容赦 県民 昭和五十三年酒酔い交通事故

# 通学路・黄色い帽子に注意と徐行!!



- 年間の重点対策
  - 一、安全運転の徹底
    - (1)飲酒運転、スピードの出し過ぎ、無理な追越し、無免許運転、過労運転に起因する交通事故の防止。
    - (2)夜間における交通事故の防止。
    - (3)シートベルト、ヘルメット着用等の推進。
  - 二、歩行者、自転車利用者の交通事故防止。
    - (1)子供・老人・身体障害者の交通弱者の保護。
    - (2)自転車利用者の安全運転の指導の徹底。
- の大きな二つの重点対策を設定して取り組んでいます。

今年四月に行われる統一地方選挙のため、春の全国交通安全運動が例年の実施より一カ月遅れて行われるため、特に本年は新入学児童の交通事故防止をはかることを目的に四月四日から四月十三日までの十日間実施されます。

## 新入学(園)児童の交通事故防止 (4月4日～4月13日)

運動の重点は

- (1)新入学(園)児童の交通事故防止。
- (2)子供と母親に対する交通安全教育の充実。
- (3)スクールゾーン内の交通安全施設の点検整備の三項目であり推進については

### 家庭では

○新入学児童の交通事故防止を中心に、家庭から交通事故を引き起こさない、家族が交通事故にあわないための話し合いを重ねる。  
○新入学児童等のいる家庭では、児童に対して母親が

## 春の全国交通安全運動 (5月11日～5月20日)

この運動は、すべての者に交通安全思想を普及徹底し、正しい交通ルールの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施されるものです。

実施期間 5月11日から5月20日までの10日間  
運動の重点

- (1)歩行者及び自転車利用者、特に子供と老人の交通事故防止。
  - (2)自動二輪車及び原動機付自転車の交通事故防止。
  - (3)安全運転の確保とシートベルト、ヘルメット着用の推進。
- 以上の三点を重点として実施いたします。特に、期間中は交通指導員等による街頭指導の強化につとめていきます。

昭和五十四年 全国交通安全年間スローガン

(こども向け) やっていかい 一度止って 右左 (歩行者向け) 曲がりかど いつも 危険が かかれてる (運転者向け) せまい道 大きく広げる ゆずりあい



# 存知でしようか

## 改正道路交通法

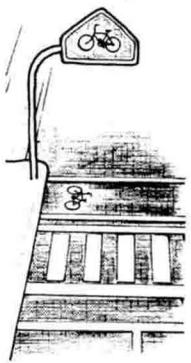
昨年十二月一日から道路交通法が、七年ぶりに大幅改正され、施行されていますが、認識されましたでしょうか。

「国民皆免許時代」を迎えてクルマ社会の新しい秩序づくりをめざすもので、その改正内容を掲載しますので、交際ルールを守り、交通安全には万全を期してください。

### 自転車の通行安全

#### 横断帯の新設

自転車横断帯の交通事故を減らすため、新しく自転車専用横断帯が設けられます。幅一・五メートルの横断帯には、自転車の図柄入りの標識や標示がつけ



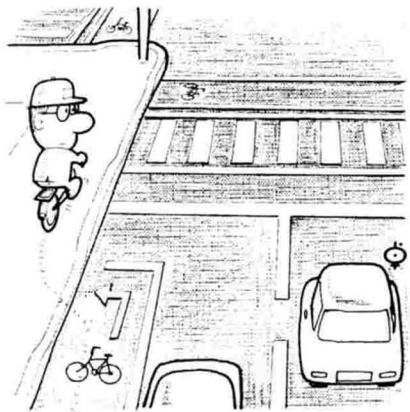
ますが、横断歩道に併設される場所では、歩行者用の信号と共通になります。

車は横断帯の手前ではスピードを落とし、自転車横断帯は必ず一時停止をしなければなりません。また、横断帯の手前三メートル以内での追い越し、追い抜きは禁止となります。

#### 交差点への進入が一部禁止

交通のほげしい交差点などでは、自転車横断帯は、危険な交差点には、新たに「自転車進入禁止」の道路標識がつけられます。

「自転車進入禁止」の標識のある交差点では、自転車をいったん歩道の上にあげ、自転車横断帯を利用して交差点を渡らなければいけません。



このような事故を防ぐために交通量が多く、自転車の横断が危険な交差点には、新たに「自転車進入禁止」の道路標識がつけられます。

「自転車進入禁止」の標識のある交差点では、自転車をいったん歩道の上にあげ、自転車横断帯を利用して交差点を渡らなければいけません。

#### 歩行者用信号に従って通行を

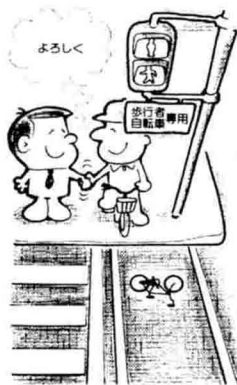
自転車は、「歩行者・自転車専用」という標示がある場合、歩行者用信号の指示に従うことになりました。

現在、信号機は、車と歩行者用の二種類で、これまで自転車は車の信号機に従って走ってきただけで、危険な場所や交差点がふえてきました。

このため、新たに「歩行者・自転車専用」の標識がつけられた歩行者用信号が設けられることになりました。標識の文字は白地に青い色で書かれています。

このような信号機のあるところでは、歩行者と自転車は同じ信号機に従うこととなります。信号無視は懲役三月以下、罰金三万円以下です。

### 自転車の通行安全



#### ブレーキの整備不良は処罰されます

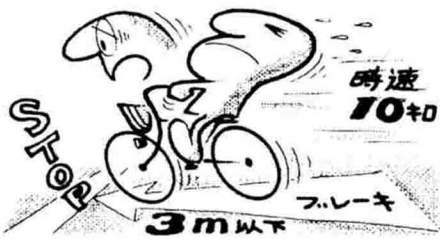
自転車の安全基準が決められました。

これまで自転車には、車の車検のようなものはなく、安全基準は野ばなしでした。そこで今

回「これだけは、安全運転に必要」という「安全のための最低線」が示されました。

まず、ブレーキです。ブレーキが不良で、思うように止まらない自転車は、危険なものはありません。時速一〇キロの速度で、三メートル以内で停止できるブレーキが基準とされ、ブレーキ不良の自転車に乗っていると、三万円以下の罰金です。

また、夜間は尾灯か反射器材をつけなければいけません。しかも百メートル後方から確認できるものでなければ失格です。色は赤色、またはダイダイ色で後ろから見える場所であれば、大きさやそれをつける所は、どこでもかまいません。



#### ヘルメットの着用が義務づけられました

自動二輪車、原動機付き自転車の乗車用ヘルメットの着用が、義務づけられました。

自動二輪車に乗る時は、運転する者も、荷台に乗る者も、必ずヘルメットをかぶらなければいけません。いままでは、最高速度四〇キロ未満の道路なら、ヘルメットは不用でしたが、これからは、ヘルメットなしでは自動二輪車には乗れません。四〇キロ以上で走れる道路を、ヘルメットなしで運転すると、違

#### 自動二輪、原動機付き自転車



反点一点です。

また、高速自動車国道や自動車専用道路では、二人乗りしてはいけません。罰則は、いずれも三万円以下の罰金です。

原動機付き自転車に乗るときも、ヘルメットをかぶらなければいけません。

原動機付き自転車に乗って買い物に出かけるお母さんたちも、必ずヘルメットをかぶって運転しましょう。

#### 暴走行為の禁止



#### ジグザグ運転 横列運転は 懲役六月

暴走族に対する取り締まりが、一段と強化されました。

これまでは、自動二輪車が道路を横いっぱい広がって走っている、センターラインを超えた場合は検挙できるものの、

#### 身体障害者の通行を保護 運転者は一時停止または徐行を

目の見えない人は、歩行者の中でもとくに、その通行が保護されなければなりません。

目の見えない人が道路を通行する場合、これまでは、盲導犬をつれているときでも、白色または黄色のつえを携えていなければなりません。

最近、盲導犬の利用がふえており、通行の便宜を図ることから、盲導犬をつれている場合は、つえを持たなくてもよいことになりました。

同時に、車等の運転者は、目の見えない人がつえを持っての通行中はもとよりですが、盲導犬をつれて通行しているときは、一時停止または徐行しなければならないことになりました。

左側通行車線内では取り締まることができませんでしたが、これが、十二月一日からは、二台以上の自動二輪車や車を横に連ねて運転したり、道路いっぱい広がってのジグザグ運転走っている車を組み込んでのいやがらせ——など、共同して交通を妨害したり、他人に迷惑をかける行為をした場合は、全部の車が取り締まりの対象になります。罰則も厳しく懲役六月以下、罰金五万円以下。違反点九点で、無免許運転よりも重い行政処分を受けます。

# 高速自動車道

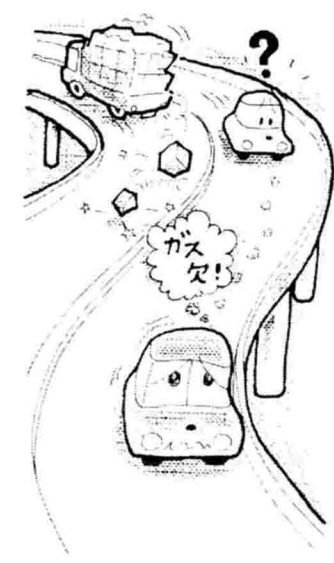
## 燃料切れや積荷の転落も処罰

高速自動車道での事故や渋滞の原因は、燃料やオイル切れによる本線車道上のエンコ、あるいは積荷の転落事故などによるものがほとんどです。要は、運転者のマナーの問題なのです。高速自動車道を走るときは、運転者は前もって、次の事項を二点です。

その一。ガソリンの状態、冷却水やオイルの量。  
走行中にガソリンやオイルが切れて、本線車道に停車すると処罰されます。路肩に止まるのはかまいません。

その二。積荷の状態。  
走行中に積荷を落としたり、故意に物を投げ捨てたりすると、処罰の対象になります。

罰則は、それぞれ懲役三月以下、罰金三万円以下。違反点は二点です。



## 故障したときは 停止表示器材をハッキリと

高速自動車道で停車するとき、停車中の表示を出すことが義務づけられました。

高速自動車道での死亡事故の二五％は、停車中の車への追突によるものです。高速で運転しているため、停車中の車の発見

が遅れ、事故に結びついたものがほとんどです。

本線車道、路肩にかかわらず、停車するときは、はっきり「停車中」の表示器を出さなければいけません。

表示器は一边が五十センチ以上の三角形。後方二百メートルから視認できるように立て、夜間は反射器材を使用した「夜間用」を用意する心がけが必要です。罰則は、三万円以下の罰金。違反点は一点。



# 運転免許制度

## うっかり免許失効は 六か月まで救済

免許証の切り替えを、うっかり忘れてしまった——のうっかりサン——への朗報です。

三年目ごとの誕生日前一月間、運転免許証の切り替え日ですが、うっかりすると忘れてしまいます。

昨年一年間で、運転免許証の切り替えを忘れた人は、全国で三十四万人もいるのです。ただ、誕生日後三か月間は、適性検査



# 行政処分

## 無車検・無保険も違反点

いままでは道路交通法違反に問われるのみで、行政処分を受けなかった次のような違反も、今後は処分の対象になります。

無車検、無保険(強制保険)はいずれも違反点六。車庫代わりに道路を使用した「青空駐車」は二点。夜間の八時間以上の路上駐車が一点。

この四つは車を持つ者の最低の責任で、守れない人は車を持つ資格がないといえるでしょう。

## 酒酔いは 免許取り消し

麻薬や覚せい剤を飲んだの運転と、酒酔い運転は厳罰で、一度の違反で免許は取り消されます。

「麻薬・覚せい剤運転」は、こ



れまで過労運転並みの比較的軽い処分(違反点六)でした。しかし、重大事故につながる危険性が強いうえ、麻薬、覚せい剤の常用による中毒症を防ぐ意味も含めての厳罰(十五点)です。

酒酔い運転は従来、十二点でしたが、この改正で十五点に引き上げられました。麻薬・覚せい剤運転と並んでの「最高点」です。

# 安全運転管理

## 副安全運転管理者の選任

事業主(使用者)の、運転者に対する安全運転管理が不十分なために起きる疲労運転や酒酔い運転などの事故は、相い変わらず後を断ちません。

そこで、車の所有台数に比例



して、副安全運転管理者をおかなければならないことになりました。

五台以上の車を使用している事業主(使用者)は、二十台に一人の割合で副安全管理者をおくことが義務づけられました。

副安全運転管理者の資格は、二十歳以上で運転経験三年、管理経験一年以上です。ただし、酔っぱらい運転で検挙された人とその他の重大な違反で検挙されたからまだ二年を経っていない人は、その資格がありません。

## 優良ドライバーに 恩典

優良ドライバーには、恩典があります。

厳しい取り締まりばかりが、決して能ではないというわけです。優秀な運転者にはごほうびをあげ、一層、安全運転に心が



けてもらいたいというねらいです。

二年間、無事故・無違反の運転者が、スピード違反や信号無視など違反点一点までの軽い違反を犯し、その後二か月間無事故・無違反だった場合は、この点数は違反点数からはずされます。

いままでは、この点数の「消却期間」が一年でしたから、四分の一に大幅短縮されたわけです。

